# 令和6年度 展示パネル交換工事に伴うデジタル機器設置業務委託 仕様書

- 1 委託業務名 令和6年度 展示パネル交換工事に伴うデジタル機器設置業務委託
- 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月19日(水)まで

### 3 目的

山形県立博物館(以下博物館)での展示において、来館者の利便性をより高めるための手だてとして、「展示パネル等の改修工事事業」が計画された。

この取り組みにおける令和6年度の事業の一環として、第1・第2展示室の一部展示においてデジタル機器による展示パネルの更新を行う。長年の展示劣化した掲示器具を更新することで、来館者が資料に関する情報をより正確に得ることができようにすること、また、タッチパネルなどを用いたシステムによって、一般来館者に対する利便性をさらに向上させることを目的とする。

#### 4 事業の内容

- (1) 展示室における映像提示装置の更新および設置
  - ・現在の設置物を撤去し、各部指定する装置を設置する。なお、現展示台の撤去および廃棄、新規機器の設置ならびに電源までの接続を行うことを業務内容とする。
  - ・対象となるのは下記の4か所とする(別紙1「展示パネル等デジタル化更新箇所」参照)。
  - ① 第1展示室(2階)地学解説動画提示装置
  - ② 第2展示室(2階)

    - ®城下町の商人・山形 (解説文および絵図)
    - ○城下町のにぎわい(4枚の絵図:設置3枚と壁掲示1枚)
  - ・①については、現行の映像コンテンツ(2つ)は変更せず、現行と同程度の大きさ(32 インチ)のタッチパネル型の映像装置とする。自立して来館者が容易に操作できる状態であれば設置方法は問わない。ただし現行装置の設置スペースを大幅に逸脱しない大きさとする。音声再生のスピーカー(装置内蔵も可)必須とし、音量は博物館職員が任意に設定できるものとする。
  - ・②一\(\text{\Pi}\) に 30\(\text{\pi}\) に 30\(\text{\pi}\) インチ程度のタッチパネル型の映像装置を設置する。自立して来館者が容易に操作できる状態であれば設置方法は問わない。 ただし現行装置の設置スペースを大幅に逸脱しない大きさとし、装置の設置最大高は 70 cmまでとし、前面に向かい傾斜(最低高 60 cm) するものとする。音声出力装置の有無は問わない。
  - ・②一圏については、現行の裏面通過光型の提示装置を撤去し、代わりに 20~30 インチ程度のタッチパネル型の映像装置を設置する。自立して来館者が容易に操作できる状態であれば設置方法は問わない。ただし現行装置の設置スペースを大幅に逸脱しない大きさとする。音声出力装置の有無は問わない。
  - ・②一©については、現行の裏面通過光型の提示装置を撤去し、背面壁面(250 cm×250 cm)にプロジェクターで表示する装置を設置する。基本的にプロジェクターの設置場所は上面構造柱を使用する。なお、来館者の観覧に支障がない状態であれば設置方法は問わない。音声出力装置の有無は問わない。

- (2) 展示室における映像提示装置のコンテンツ作成に係るシステム要件
  - ・①については、現行の映像コンテンツ(2つ:現行はDVD)は変更せず、そのまま用いるものとし、この際の再生機器の形式は問わない。操作方法として、2つの映像のサムネイルが表示されているホーム画面から、いずれかの画面をタッチすることにより映像が全画面に再生され、再生が終わると自動的にホーム画面に戻るものとする。この操作が行えるようにコンテンツを作成することを業務内容とする。
  - ・②一\(\text{\Q}\) (スライドショー)を選択視聴できるコンテンツを作成する。操作方法として4つの解説映像(スライドショー)のサムネイルが表示されているホーム画面から、いずれかの画面をタッチすることにより画像が全画面に表示され閲覧できるものとする。画面にはホームに戻るボタンが常時表示されており、これを押すとホーム画面に戻るものとする。この操作が行えるようにコンテンツを作成することを業務内容とする。なお、使用する解説映像(スライドショー)については、博物館がデジタルデータ(主に PowerPoint 等)として提供する。このデータが表示画面上に適切に表示できるようにする加工(リサイズや再配置)は受託者の業務とする。
  - ・②一圏については、操作方法として現行の説明文1つ・写真2つが混在する画面がそのままサムネイル表示されているホーム画面から、写真2つについては画面をタッチすることにより画像が全画面に表示され、これをピンチアップ(2~3倍程度)することができるものとする。画面にはホームに戻るボタンが常時表示されており、これを押すとホーム画面に戻るものとする。この操作が行えるようにコンテンツを作成することを業務内容とする。なお、使用する文字および画像コンテンツはデジタルデータとして博物館が提供する。音声出力装置の有無は問わない。
  - ・②一〇については、現行の壁面掲示写真と裏面通過光型の提示装置の写真を統合し、これを基準とした解説映像コンテンツを作成する(スライドショー形式)。コンテンツに使用するスライド画像は博物館がデジタルデータとして提供し(切替画面 2 0 面程度、フォーマットは PowerPoint などで提案)、受託者はこれを実際の投影に適した構成に再構築する(リサイズや再配置、その他文字の大きさ・フォント・表示場所については博物館の指定による)ことを業務内容とする。表示する際の切り替え時間は任意に設定できる(1 画像 1 分以内で秒単位で設定)ものとする。
- (3) 掲示システムの操作性についての要件
  - ・上記(1)(2)の要件を達成することができれば、構成するシステム(OS等)に対する条件などは問わない。
  - ・インクルーシブに考慮し、実際に操作する観覧者の利便性を担保すること。
  - ・それぞれの機器システムについては個別にシャットダウン操作をすることなく、主電源の入切の みで終了・再稼働するものとする。

#### 5 内容校正及び決定

- (1) コンテンツ制作に係る基本的な素材および学術的な資料などについては博物館が提供し、これをもとに制作すること。内容についての学術的なコンセンサスや、投影に適した構成に構築する(リサイズや再配置)については博物館担当学芸員が監修を行い、必要な場合はその指示により速やかに修正すること。
- (2) 特に解説・音声コンテンツが必要となる場合は、素材となる資料は博物館がこれを用意する。基本的に必要となる映像素材については博物館が用意する。コンテンツ作成上必要な修正については、 博物館の指示に従うこと。
- (3)映像(使用する素材である写真、動画、文字情報)及びイラスト等を使用する場合には、版権お

よび著作権を侵害しないことを確認したうえで提出すること。ただし、博物館が用意する資料については、博物館がこれを確認する。

## 6 その他の留意事項

- (1)システムに不具合がある場合は、速やかにこれを修正する。契約期間内においては、かかる費用は事業受託者がこれを負担する。
- (2) コンテンツにキャラクターや楽曲などを使用する場合は、著作権上の権利を侵害することが無いよう確認すること。
- (3)本業務による版権および著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)はすべて 山形県立博物館に帰属するものとし、受託者は博物館の許可なく他に複製、公表、貸与、使用しては ならない。

## 7 その他

(1) 委託業務が完了したときは、下記成果品を添えて業務完了報告書を作成し、速やかに提出すること。令和7年3月19日(水)までその成果品を設置すること。その他の業務および業務完了報告書については令和7年3月25日(火)までとする。

#### <成果品>

- ① 事業内容(1)機器の設置と各機器に係る仕様書
- ② 事業内容(2)機器の操作説明書とシステム仕様書
- (2) 委託業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種関係法令遵守を徹底すること。
- (4)事業実施により得た情報(個人情報を含む)等については、すべて山形県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (7) 委託事業に係る関係書類は、委託事業終了後5年間保存すること。